

業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領

1 趣旨

この要領は、山口県が発注する業務委託契約及び物品調達等の適正な執行を確保するため、競争入札参加資格を有する者（以下「有資格業者」という。）の競争入札等参加停止措置（以下「参加停止」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

2 用語の定義

(1) 有資格業者

山口県会計規則（昭和39年山口県規則第54号）第146条及び第161条の規定に基づき、「競争入札参加資格者名簿」に登録された者をいう。

(2) 代表役員等

有資格業者である個人又は法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めべき肩書を付した役員を含む。）をいう。

(3) 一般役員等

有資格業者の役員又はその支店若しくは営業所（常時、業務委託契約を締結する事務所をいう。）を代表する者で(2)に掲げる以外の者をいう。

(4) 使用人

有資格業者の使用人で(3)に掲げるもの以外の者をいう。

(5) 本県

山口県及び山口県企業局をいう。

(6) 公共機関

国の機関、地方公共団体、公社及び公団等をいう。

(7) 契約担当者

山口県会計規則第128条に規定する契約担当者をいう。

3 参加停止

知事は、有資格業者が別表「参加停止措置基準」（以下「措置基準」という。）の措置要件の一に該当するときは、情状に応じて措置基準に定めるところにより、当該有資格業者について競争入札等への参加停止を行うものとする。

4 参加停止期間の特例

(1) 有資格業者が一の事案につき措置基準の措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する参加停止期間の下限期間（以下「短期」という。）及び上限期間（以下「長期」という。）の最も長いものをもってそれぞれ参加停止期間の短期及び長期とする。

(2) 有資格業者が次の各号の一に該当することとなった場合における参加停止期間

の短期は、それぞれ措置基準に定める短期の2倍の期間とする。ただし、当初の参加停止期間が1ヵ月に満たないときはこの限りでない。

ア 措置基準の措置要件に係る参加停止期間中、又は当該期間の満了後1年を経過するまでの間に、措置基準の措置要件に該当することとなったとき。

イ 措置基準第8号から第21号までの措置要件に係る参加停止期間の満了後3年を経過するまでの間に、措置基準第8号から第21号までの措置要件に該当することとなったとき（前記アに掲げる場合を除く。）。

(3) 知事は、有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由があると認めるときは、措置基準及び(1)並びに(2)の規定による短期を2分の1の期間（5の一に該当する場合にあっては、措置基準第11号及び第13号に定める短期を限度とする。）まで短縮することができる。

(4) 知事は、有資格業者が極めて悪質な行為をし、又は極めて重大な結果を生じさせたときは、措置基準及び(1)の規定による長期を2倍まで延長することができる。

(5) 知事は、参加停止期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な行為が明らかとなったときは、措置基準及び(1)から(4)までに定める期間の範囲内で参加停止期間を変更することができる。

(6) 知事は、参加停止期間中の有資格業者が、当該事案について責を負わないことが明らかとなったと認めたときは、当該有資格業者について参加停止を解除するものとする。

5 独占禁止法違反等の不正行為に対する参加停止の期間の特例

知事は、3の規定により情状に応じて措置基準の措置要件に定めるところにより参加停止を行う際に、有資格業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号の一に該当することとなった場合（4の(2)の規定に該当することとなった場合を除く。）には、それぞれ当該各号に定める期間を参加停止の期間の短期とするものとする。

ア 談合情報を得た場合、又は談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、有資格業者から当該談合を行っていないとの誓約書が提出されたにもかかわらず、当該事案について、措置基準第11号又は第13号に該当したとき それぞれ当該各号に定める短期の2倍の期間（代表役員等及び一般役員等の関与が明らかである場合に限る。）又は1.5倍の期間

イ 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第3条第4項に基づく各省各庁の長等による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなった場合で、当該関与行為に関し、措置基準第11号又は第12号に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき（アの規定に該当することとなった

場合は除く。) それぞれ当該各号に定める短期に1カ月加算した期間
ウ 本県又は他の公共機関の職員が、競売入札妨害(刑法(明治40年法律第45号)第96条の6第1項。以下同じ。)又は談合(同条第2項。以下同じ。)の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、措置基準第13号又は第14号に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき(アの規定に該当することとなった場合は除く。) それぞれ当該各号に定める短期に1カ月加算した期間

6 参加停止決定等の通知

知事は、参加停止の決定、参加停止期間の変更若しくは参加停止の解除をしたときは、当該有資格業者及び関係機関に対して遅延なくそれぞれ別記第1号様式、第2号様式及び第3号様式により通知するものとする。ただし、通知する必要がないと認める相当な理由があるときは、通知を省略することができる。

7 改善措置の報告

知事は、6の規定により参加停止の通知を行う場合において、当該事案が県の業務委託に関するものであるときは、必要に応じて当該有資格業者から改善措置の報告を徴するものとする。

8 随意契約の制限

契約担当者は、参加停止期間中の有資格業者を随意契約の相手方としないものとする。ただし、次に該当すると認めた場合は随意契約の相手方とすることができる。

- (1) 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号、第5号、第6号及び第8号に該当する場合。
- (2) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号、第2号及び第3号に該当する場合。

9 参加停止に至らない場合の措置

契約担当者は、参加停止が行われなかった場合において、必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し、書面による警告又は注意の喚起を行うことができる。

10 参加停止に係る事務処理

- (1) 契約担当者は、措置基準の措置要件に該当する事案が発生した場合はその状況を主管課を経由して会計課へ報告するものとする。
- (2) 参加停止は、当該事実を確認した上、原則として、業務委託に係るものは会計課で物品調達等に係るものは物品管理課で処理し、その結果を本庁各課及び各出先機関に通知するものとする。
- (3) 報告に係る事案が参加停止に至らなかった場合は、前記9に基づいた措置を行

うものとする。

11 その他

(1) この要領に定めのない事項について必要がある場合は、「競争入札等参加資格審査会」に諮り決定するものとする。

(2) 参加停止を行った場合は、別記第4号様式により公表するものとする。

附 則

この要領は、平成12年 4月 1日から適用する。

附 則

1 この要領は、平成13年 7月10日から施行する。

2 ただし、参加停止の措置要件に該当する行為が、平成13年7月9日以前に生じたものについては、なお従前の例による。

附 則

1 この要領は、平成15年 4月 1日から施行する。

2 ただし、参加停止の措置要件に該当する行為が、平成15年3月31日以前に生じたものについては、11(2)を除き、なお従前の例による。

附 則

1 この要領は、平成15年12月 1日から施行する。

2 ただし、参加停止の措置要件に該当する行為が、平成15年11月30日以前に生じたものについては、なお従前の例による。

附 則

1 この要領は、平成16年12月 1日から施行する。

2 ただし、参加停止の措置要件に該当する行為が、平成16年11月30日以前に生じたものについては、なお従前の例による。

附 則

1 この要領は、平成19年 1月 1日から施行する。

2 ただし、参加停止の措置要件に該当する行為が、平成18年12月31日以前に生じたものについては、なお従前の例による。

3 物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領は、廃止する。

附 則

1 この要領は、平成19年 4月 1日から施行する。

2 ただし、参加停止の措置要件に該当する行為が、平成19年 3月31日以前に生じたものについては、なお従前の例による。

附 則

1 この要領は、平成24年 4月 1日から施行する。

2 ただし、参加停止の措置要件に該当する行為が、平成24年 3月31日以前に生じたものについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成24年 9月 1日から施行する。
- 2 ただし、参加停止の措置要件に該当する行為が、平成24年 8月31日以前に生じたものについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成29年 4月 1日から施行する。
- 2 ただし、参加停止の措置要件に該当する行為が、平成29年 3月31日以前に生じたものについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和4年 3月16日から施行する。
- 2 ただし、参加停止の措置要件に該当する行為が、令和4年 3月15日以前に生じたものについては、なお従前の例による。

様

山 口 県 知 事

競争入札参加停止について（通知）

このことについて、下記のとおり競争入札への参加停止を行うこととしたので、通知します。

記

商号又は名称	
代表者氏名	
所在地	
対象契約	
停止期間	年 月 日から (カ月間) 年 月 日まで
停止理由	

様

山 口 県 知 事

競争入札参加停止期間の変更について（通知）

年 月 日付け〇〇第 号で通知した競争入札への参加停止期間を
下記のとおり変更したので通知します。

記

従前の参加停止期間	年 月 日から 年 月 日まで
変更後の参加停止期間	年 月 日から 年 月 日まで
変 更 の 理 由	

第3号様式

〇〇第 号
年 月 日

様

山 口 県 知 事

競争入札参加停止の解除について（通知）

年 月 日付け〇〇第 号で通知した競争入札への参加停止につ
いては、年 月 日付けで解除したので通知します。

第4号様式

参加停止措置の概要

- 1 参加停止措置業者
(1) 商号又は名称
(2) 代表者氏名
(3) 所在地

2 参加停止措置期間 年 月 日～ 年 月 日 (カ月間)

3 事案の概要

4 参加停止措置理由

<参加停止措置要領別表>

措 置 要 件	参加停止期間

問い合わせ先

別表 参加停止措置基準

措 置 要 件	参加停止期間
<p>(虚偽申請)</p> <p>1 業務委託又は物品調達等に係る競争入札参加資格審査申請書の提出に当たり、虚偽の記載等があり、契約の相手方とすることが不相当と認められるとき。</p>	<p>処分決定した日から 1ヵ月以上6ヵ月以内</p>
<p>(粗雑な委託の履行又は粗雑品の納品)</p> <p>2 本県が発注する業務委託又は物品調達等の遂行に当たり、故意若しくは過失により粗雑に委託の履行をし、又は仕様書に定められた事項に関し不正な行為をしたと認められるとき若しくは物品の納入に当たり、故意若しくは過失により粗雑品を納入し、又は仕様書に定められた品質及び数量に関し不正な行為をしたと認められるとき。</p>	<p>処分決定した日から 1ヵ月以上6ヵ月以内</p>
<p>(契約違反)</p> <p>3 本県と締結した業務委託又は物品調達等に関する契約に違反し、契約の相手方として不相当と認められるとき。</p>	<p>処分決定した日から 2週間以上4ヵ月以内</p>
<p>(公衆損害事故)</p> <p>4 本県と締結した契約の履行に当たり、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く）を与えたと認められるとき。</p> <p>5 他の機関と締結した契約の履行に当たり、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>処分決定した日から 1ヵ月以上6ヵ月以内</p> <p>処分決定した日から 1ヵ月以上3ヵ月以内</p>
<p>(契約関係者事故)</p> <p>6 本県と締結した契約の履行に当たり、契約関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせたと認められるとき。</p> <p>7 他の機関と締結した契約の履行に当たり、契約関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>処分決定した日から 2週間以上4ヵ月以内</p> <p>処分決定した日から 2週間以上2ヵ月以内</p>
<p>(贈賄)</p> <p>8 有資格業者である個人若しくは法人の代表者、役員又は有資格業者の使用人が、本県の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕されたとき。</p>	<p>逮捕を知った日から公訴の提起又は公訴を提起しない処分が行われたことを知った日まで</p>

措 置 要 件	参加停止期間
<p>9 次に掲げる者が、本県の職員に対して行った贈賄の容疑により公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 代表役員等 (2) 一般役員等 (3) 使用人</p> <p>10 次に掲げる者が、本県の職員以外の他の公共機関等の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 代表役員等 (2) 一般役員等 (3) 使用人</p>	<p>公訴の提起があったことを知った日から</p> <p>8ヵ月以上24ヵ月以内 6ヵ月以上18ヵ月以内 4ヵ月以上12ヵ月以内</p> <p>逮捕又は公訴の提起を知った日から</p> <p>4ヵ月以上9ヵ月以内 2ヵ月以上6ヵ月以内 2ヵ月以上4ヵ月以内</p>
<p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>11 本県が発注する業務委託等又は物品調達等に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条、第8条又は第19条に違反する行為があり、契約の相手方とすることが不適當であると認められるとき。</p> <p>12 他の機関が発注する業務委託等又は物品調達等に関し独占禁止法第3条、第8条又は第19条に違反する行為があり契約の相手方とすることが不適當であると認められるとき。</p>	<p>処分決定をした日から</p> <p>6ヵ月以上24ヵ月以内</p> <p>処分決定をした日から</p> <p>2ヵ月以上24ヵ月以内</p>
<p>(競売入札妨害又は談合)</p> <p>13 本県が発注する業務委託等又は物品調達等に関し、代表役員等又は一般役員等（以下「役員等」という。）若しくは使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>14 他の機関が発注する業務委託等又は物品調達等に関し役員等若しくは使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>6ヵ月以上24ヵ月以内</p> <p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>3ヵ月以上24ヵ月以内</p>
<p>(暴力団排除)</p> <p>15 役員等又は有資格業者の経営に事実上参加している者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する団体（以下「暴力団」という。）又は暴力団対策法第2条第6号に規定する者（以下「暴力団員」という。）又は暴力団の構成員ではないが、暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者及び暴力団に資金や武器を供給するなどして、その組織の維持、運営に協力し若しくは関与する者（以下「暴力団準構成員」という。）であるとき。</p>	<p>処分決定をした日から</p> <p>12ヵ月以上24ヵ月以内</p>

措 置 要 件	参加停止期間
<p>16 役員等が業務に関し、不正に暴力団又は暴力団員及び暴力団準構成員（以下「暴力団関係者」という。）を使用したと認められるとき。</p> <p>17 役員等若しくは使用人が、いかなる名義をもってするを問わず、暴力団又は暴力団関係者に対して金銭、物品その他財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。</p> <p>18 役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。</p> <p>19 役員等が、暴力団又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人、組合等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。</p> <p>20 本県と締結した委託契約又は物品調達等の契約の履行に当たり、暴力団又は暴力団関係者が経営又は運営に実質的に関与していると認められる会社等と知りながら、契約を締結したとき。</p> <p>21 本県と締結した委託契約又は物品調達等の履行に当たり、暴力団又は暴力団関係者が経営又は運営に実質的に関与していると認められる会社等と知りながら、原材料等の購入、機材等の借入れ、又は産業廃棄物処理施設の使用をしたとき。</p>	<p>処分決定をした日から 6ヵ月以上24ヵ月以内</p> <p>処分決定をした日から 4ヵ月以上12ヵ月以内</p> <p>処分決定をした日から 4ヵ月以上12ヵ月以内</p> <p>処分決定をした日から 4ヵ月以上12ヵ月以内</p> <p>処分決定をした日から 4ヵ月以上12ヵ月以内</p> <p>処分決定をした日から 4ヵ月以上12ヵ月以内</p>
<p>（契約締結拒否）</p> <p>22 本県が発注する業務委託又は物品調達等において、落札（随意契約を含む）したにも関わらず、正当な理由なく契約を締結しなかったとき。</p>	<p>処分決定をした日から 3ヵ月以上9ヵ月以内</p>
<p>（不正又は不誠実な行為）</p> <p>23 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>処分決定をした日から 1ヵ月以上9ヵ月以内</p>
<p>（私的行為による法令違反）</p> <p>24 前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁固以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、禁固以上の刑若しくは刑法（明治40年法律第45号）の規定による罰金刑を宣告され、契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>処分決定をした日から 1ヵ月以上9ヵ月以内</p>